

現況表 兼 必要書類チェック票（子）

記入例

※異動届に添付する書類です。扶養申請した対象者が、扶養認定基準を満たしているかを判断させていただくための書類となりますので、必ず事実に基づいてご記入ください。

【注意事項】

- ・各回答に応じて、右欄に記載された必要書類を添付してください。また、添付した書類のチェック欄に☑を入れてください。
- ・記入漏れや未提出の書類がある場合、不足した情報が確認できるまで認定審査が保留されますので、提出の際は、不足がないよう十分ご注意ください。
- ・記入内容により、追加での問合せや書類の提出をお願いする場合があります。

状況に応じて、必要書類がかわります

記号	番号	被保険者の氏名		
25	234	五反田 一郎		

子の氏名	続柄	年齢	職業等
五反田 桃子	長女	19	大学2年生

続柄は詳しく記載してください（例：長男、三女、養子 など）

申請家族の状況			
☐ 乳児	☐ 無職	☐ 無収入	
☐ 中学生以下	☒ 全日制の学生（高・短・大・専）	☐ 収入なし	
☐ 定時・通信・フリースクール等の学生	☐ パート・アルバイト・事業・利子配当等の収入有	☐ 収入あり	
☐ 年金受給者（老齢・遺族・障害・企業年金等）	☐ 各種給付金受給者（労災・失業・傷病手当等）	☐ 収入あり	

該当項目に☑を入れてください

1. 被保険者との同居・別居等の状況について

該当する項目に☑を入れてください。

☐ 同居	直近3ヵ月分の送金証明 (通帳の写し、現金書留の控え等) ※単身赴任および大学等の通学のための別居については原則提出不要 ビザの写し	☐
☐ 別居 ※住所が同じでも住民票を分けている場合（世帯分離）を含む		
☒ 通学のための別居		
☐ 海外留学のための別居		
☐ 被保険者が単身赴任中		

2. 扶養申請した理由について

該当する項目に☑を入れ、項目に応じた必要事項を記入してください。

☒ 被保険者が入社（60歳以降の再雇用含む）・移籍したため	<退職金について> 退職金支給額が分かる明細書等の発行に時間がかかる場合は、「概算額」と「入手予定時期」を記入し、明細書等の写しは届き次第お送りください	退職金支給額が分かる明細書等の写し ※入手に時間がかかる場合 予定時期：令和 年 月頃 必要書類は6.の⑤を参照ください。 *退職金支給額が分かる明細書等の写し ※入手に時間がかかる場合 予定時期：令和 年 月頃 *退職後1年未満の方は退職証明書（原本）
☐ 出生		
☐ 被保険者の婚姻または離婚による申請		
☐ 配偶者の退職に伴う申請		
☐ 被保険者の収入が上回ったことによる申請（夫婦共同扶養）		
☐ 検認削除後の再加入（検認削除日から1年経過後）		
☐ 退職したため（退職日： 年 月 日） ☐ 退職金あり 概算額： 万円 ☐ 退職金なし		
☐ 雇用保険（失業給付）受給終了のため 退職後1年未満の方： ☐ 退職金あり（概算額 万円） ☐ 退職金なし		
☐ パート・アルバイトで健康保険に入れないため ☐ ① 給与収入のみの方 ●労働条件通知書等がありますか 1.はい 2.いいえ ➡ 直近3ヵ月分の給与明細書が揃った際に申請ください。 ●記載要件として、時給・労働時間/日・年間日数・諸手当の金額が明記され「年間収入見込額」が算出できますか 1.はい 2.いいえ ➡ 直近3ヵ月分の給与明細書が揃った際に申請ください。 お申し出による申請が可能ですので、右記書類を添付ください。 ☐ ② パート・アルバイト収入以外の収入あり	労働条件通知書又は雇用契約書の写し ※複数箇所勤務されている方はすべての「労働条件通知書等」の提出が必要です。 ※全て揃わない場合は該当しません。 給与収入のみである旨の申立書 給与明細書の写し（直近3ヵ月分）	☐ ☐ ☐

→ 次ページに続く

→ 前ページからの続き

☐ 病気のため働けない※18歳未満を除く	障がい者手帳	☐ 無	☐ 有	障がい者手帳、療育手帳等の写し	☐
【現在の状況等の詳細】（例）現在就職に向けて活動中 など					
☐ 現在就職活動中	（就職見込日： 年 月 日）				
☐ その他	【理由】扶養申請するに至った理由をできるだけ詳細に記入			状況によって必要書類が異なりますので、詳細は、健保組合ホームページ内の「被扶養者を申請するときの必要書類」を参照ください。	☐

3. 加入していた（している）健康保険について

該当する項目に☑を入れ、項目に応じた必要事項を記入してください。

☐ 乳児のため該当せず	
☒ 被保険者の扶養に入っていた	
☐ 前勤務先で被保険者（本人）として加入していた	
☐ 他の家族の扶養に入っていた（入っている）	
（子からみた家族の続柄： ）	
☐ 任意継続被保険者になっていた（なっている）【喪失予定日：令和 年 月 日】	健康保険資格喪失証明書（原本） ※当健保で加入の場合は不要
☐ 国民健康保険に加入していた（している）	☐

4. 被保険者（あなた）の配偶者について

夫婦共同扶養とは

- ① 夫婦の両方が健康保険の被保険者であり、2人で子どもを扶養している方
- ② 夫婦双方の年間収入を比較し、年収が多い方の被扶養者とする
- ③ 夫婦双方の年間収入の差が1割以内である場合は、届出により主として生計を維持する者の被扶養者とする

該当する項目に☑を入れ、項目に応じた必要事項を記入してください。

☒ 配偶者あり		
☐ 当健康保険の扶養に入っている		
☒ 扶養に入っていない	夫婦双方の収入を比較し、年収が多い方の被扶養者とする ☒ はい ☐ いいえ ↓ 1割以上の場合は、配偶者加入先の健保へ申請ください。 但し、配偶者加入先で申請を行った結果、不認定の判断を受けた方は、その経緯をご記載ください。 尚、追加書類として「収入見込証明書（配偶者分）」等を提出いただく場合がございます。 理由 ☒ 給与所得者 育児休業中 ☐ はい ☒ いいえ 復職予定日： 年 月 日 給与以外の収入はありますか ☐ はい ☒ いいえ ↓ ◆ 傷病手当金、出産手当金・・・【A】 ◆ 給付金等の休業補償・・・【A】 ◆ 副収入・株式の配当金等・・・【B】 ☐ 自営業 ☐ 退職のため（今後は無職） ☐ 退職のため（今後は雇用保険受給予定）	
☐ 配偶者なし または離婚協議中	理由	☐ 離婚 ⇒ 養育費 円/年 ☐ 死別・未婚
		<経緯> 夫婦両方の課税証明書または非課税証明書 （原本：役所で発行の最新年度分） ※配偶者が扶養になっている方は提出不要 「はい」と答えた方 【A】・各給付金支払通知書写し ※入手次第、速やかにご提出ください 【B】・確定申告書（第一表、第二表）の写し ・収支内訳書または青色申告書の写し ※直近の申告分 ※1参照 配偶者分 ・確定申告書（第一表、第二表）の写し（過去3年分） ・収支内訳書または青色申告書の写し（過去3年分） ※1参照

↓ 以下18歳未満は記入不要

5. 子の ↓ここから下は18歳以上の方のみ記入してください

各収入について、無しの場合は☐を入れ、有りの場合は金額を記入してください。

収入の種類	無	有	
給与（パート・アルバイト含む）	☐	月額 60,000 円	給与明細書の写し（直近3ヵ月分） ☒
年金	☒	年額	次のうち、発効日が直近の通知書写し 年金振込通知書、年金支払通知書、 年金給付決定通知書、 障害年金受給者手帳写し
傷病手当金・出産手当金、労災の休業補償	☒	日額 円	支払額を証明するものの写し （給付金支給決定通知書等） ☐
その他継続性のある収入 （内容： ）	☒	月額 円	収入額が分かるものの写し ☐
自営業収入 ※販売・商業・農業・漁業 他	☒	年額 円	・確定申告書（第一表、第二表）の写し （過去3年分）※1参照 ・収支内訳書または青色申告書の写し （過去3年分） ☐
家賃、不動産等の収入	☒	年額 円	・確定申告書（第一表、第二表）の写し （過去3年分）※1参照 ・収支内訳書または青色申告書の写し （過去3年分） ☐
株の配当金・利子等の収入	☒	年額 円	
保険・債権の満期による利子等の収入	☒	年額 円	

※1 <確定申告の受付について>
令和5年以前・・・確定申告書に受付印または受理日時に記載があるものを添付
令和6年以降・・・電子申請：「受信通知（受付通知）」を添付
紙で申請：「リーフレット」が交付されるため、写しを添付

6. 現在の雇用保険の加入状況について ※学生および雇用保険に加入したことがない（就労経験なし）場合は、①～⑤は対象外

該当する項目に☐を入れ、項目に応じた必要事項を記入してください。

☒ 学生または就労経験なし	
☐ 自営業のため未加入	
☐ アルバイト先等で継続加入中	
退職してから1年未満である	退職証明書（原本） ☐
☐ ①雇用保険未加入	②～④共通 離職票発行済の場合 離職票1・2の写し ※③の場合、失業保険を受給しないことを 記載した用紙の証明が必要です。
☐ ②失業給付の受給資格がない（引き続き就労中・加入期間不足など）	
☐ ③失業給付の受給資格があるが受給しない	離職票未発行の場合 雇用保険受給資格喪失確認通知書の 写し
理由 ☐ 今後は就職は希望しないため（法第4条不該当などの押印必須） ☐ 就職が決まっているため ☐ その他の理由 【理由】	
☐ ④失業給付の受給を延長した、または延長する予定	④のみ 雇用保険受給延長通知書の写し ☐
☐ ⑤受給を終了した（残日数なし）	雇用保険受給資格者証の写し（両面） ※「支給終了」の記載があること。 ☐